

「金沢市人権教育・啓発行動計画（案）」について
パブリックコメントでのご意見と金沢市の考え方（回答）

募集期間 平成25年1月8日（火）～2月6日（水）

No	いただいたご意見の概要	市の考え方・回答
計画全体		
1	計画の推進にあたっては、行政機関相互の連絡に止まらず、民間団体等との広範な連携が重要であり、加えて案にも触れられているように指導者の育成や教材の収集、学習プログラムの開発、情報の発信など多岐の業務を有機的・総合的に推進する必要があるため、その推進軸として『人権教育・啓発センター』（仮称）の設置を構想すべきではないか。	国、石川県、人権擁護委員及び関係団体とは緊密な連携をとっているところです。『人権教育・啓発センター』（仮称）については、石川県や他都市等の動向を注視していきたいと考えています。
第1章 基本的な考え方		
3 計画の目標と基本的視点		
2	【6頁】 人権教育・啓発の目的は「人権教育の指導方法等の在り方第三次とりまとめ」にあるように“実際の行動に結びつける実践力や行動力を育成する”ことにある。単に、「関心がある人の割合」だけでなく、人権への理解の深化や実際に行動に結びつけている人の割合など、多面的な目標が必要である。	平成23年度実施の「金沢市人権問題に関する意識調査」を踏まえ、今回の計画を策定しています。計画の最終的な目標は、「すべての市民が日常生活の中で人権を意識し、多様な人々がお互いの違いを認め合い、お互いの人権を尊重し合う社会の実現」であり、本計画では、まず「人権に関心がある人の割合」を当面の数値目標にしたいと考えています。
3	【6頁】 「共生の心」とはあまり目にすることがない言葉のように思いますが、どのような意味・内容なのでしょう。島根県教育委員会が2009年にまとめた「人権教育研修資料「Q&A」で理解する[第三次とりまとめ]」では、文部科学省での「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」の「知識的側面」「価値・態度的側面」「技能的側面」の三側面で「共生の心」がこれらの3つの側面のどれとどう関係するのか、説明がなく、あいまいとなっています。	「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」は、国の基本計画を受け、「人権教育とは何かということをわかりやすく示すとともに、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点を示し」たものですが、「共生の心」とは人権教育により形成された市民の人権意識が社会の場において他者と共存している状態であり、ご指摘のいずれの側面も持っていますが、主に価値・態度的側面であると考えています。
4	【6頁】 （*（仮称）新・金沢市男女共同参画推進行動計画（案）には、「4 男女の人権を守る啓発活動の推進——「金沢市人権教育・啓発行動計画」（仮称）の理念に基づき、性別、性的指向、国籍などの違いにより差別されない社会づくりのための人権教育啓発を推進します。」としているので、「①共生の心の育成」において「性別くや性的指向く、世代、障害の有無、病気の有無、国籍などの…」としてほしい。	「（仮称）新・金沢市男女共同参画推進行動計画（案）」と表現上の整合性を図っていきます。
4 計画の性格と計画期間		
5	【7頁】 計画期間は10年となっているが、人権を巡る社会の変化を考えると5年の方が妥当。案のように10年にする場合は半期で見直しを行うようにすべきである。	第7章において、5年をめどに見直すことを想定しています。

No	いただいたご意見の概要	市の考え方・回答
第3章 人権問題の現状と重要課題への対応		
1 女性の人権		
6	<p>【22～23頁】 本計画の趣旨からも、教育・啓発の項目で整理すべきである。女性の人権が、男女共同参画の推進という位置づけにも疑問だが、市の「共同参画推進行動計画」を踏まえ、人権教育・啓発に視点を当てて記述の方が良い。</p>	<p>女性の人権が守られる社会づくりに向けて「新・金沢市男女共同参画推進行動計画」に基づき、男女平等教育の推進等、人権教育・人権啓発を進めていきます。</p>
7	<p>【22頁】 「情報モラル教育」という表現は「メディアリテラシー教育」という表現の方が適切である。市の「共同参画推進行動計画」にある表現なのかも知れないが、同行動計画の策定(2003年?)から10年近くが推移している。状況が変化している事を踏まえるべきである。</p>	<p>「情報モラル教育」には、メディアリテラシーの考え方までも含んでいます。</p>
2 子どもの人権		
8	<p>【26頁】 (2)－① 人権を大切にすることを育てる教育 「○子どもの人権教育、啓発に携わる教職員、保育士等については、研修を通して、資質の向上を図りく見識を深め、具体的な人権課題に子どもとともに取り組む力を高めます。」と修正してほしい。</p>	<p>『資質の向上』には、人権に関する知識や取り組み以外に人権に配慮した環境づくり等も含んでいます。</p>
9	<p>【27頁】 「○子どもの自殺等を防ぐため、子ども自身が電話やインターネットで悩みを聞いてもらったり相談できる窓口の情報をリーフレットにまとめ、すべての学校の児童・生徒・学生に配布するとともに公共施設等でも配布し、子どもに周知する。」との取り組みを記載してほしい。</p>	<p>子どもの人権が守られるよう、「保護者や教師・保育士、医療・福祉担当者」に限らず、広く市民全体への周知に努めるとともに、相談員の資質の向上を図ります。</p>
10	<p>【27頁】 あらゆる体罰の禁止を盛り込んでほしい。暴力と体罰を分けて考える人もいるので、学校の暴力や児童虐待という書き方では誤解する人もいる。家庭、学校、スポーツクラブや塾などあらゆる所でのあらゆる体罰禁止を明示してください。</p>	<p>体罰の防止を新計画に盛り込むことについても、検討します。</p>
11	<p>【27頁】 「○児童相談所、教育プラザ富樫など、相談機関が十分活用されるようく保護者や教師・保育士、医療・福祉担当者等に周知につとめるとともに、相談員の資質の向上を図ります。」と修正してほしい。</p>	<p>子どもの人権が守られるよう、「保護者や教師・保育士、医療・福祉担当者」に限らず、広く市民全体へ相談機関の周知に努めていきます。</p>
12	<p>【26, 27頁】 自尊感情の育成とCAPの視点が必要である。市のプラン、ビジョン等の策定以降の状況の変化を踏まえた方が良い。</p>	<p>自尊感情の育成及びCAPの視点についても大切であると考えており、自尊感情の育成については、「①人権を大切にすることを育てる教育・啓発」、CAPについては、「③児童虐待・いじめ等の防止と適切な対応」で取り組んでいくこととしています。</p>

No	いただいたご意見の概要	市の考え方・回答
13	<p>【27頁】 「〇虐待、性暴力などから子ども自身が身を守るためのプログラムを、すべての小学校において導入し、その普及を図ります。」について中学校でも取り入れてほしい。</p>	<p>「子どもが被害者にならないために、学校の教育活動全体を通じて犯罪被害の防止に向けた指導を行い、自分で自分の身を守るための判断力や心構えの育成に努めます。」とし、小・中学校いずれでも取り組みます。</p>
3 高齢者の人権		
14	<p>【30頁】 ④「高齢者の権利擁護」の中に、「必要に応じて成年後見制度等の活用を図ります。」との記載がありますが、現状の金沢市における成年後見制度の市長申立の要件について、3親等以上の親族の有無及び申立の意向調査を要求するなど申立に至るまでのハードルが非常に高く、石川県内の他の市町と比較しても非常に運用が硬直的です。 また、成年後見人等の報酬助成に関する内規や要綱がないとお聞きしており、資力のない高齢者について権利擁護の必要があっても、成年後見制度の利用が困難であり、この点も石川県内の他の市町と比較して取組が遅れています。 「必要に応じて成年後見制度等の活用を図ります」との記述では計画としては弱いので、「成年後見制度等を迅速に活用できるよう、対応体制を整備します」との趣旨の計画に変更を希望します。</p>	<p>本市の成年後見制度の市長申立の要件や報酬助成については、県内自治体や他の中核市とほぼ同様の内容であると認識していますが、今後の成年後見制度をめぐる動向に応じて、対応体制の整備も含めて適宜見直しを行っていきたいと考えています。</p>
15	<p>【31頁】 ⑤ バリアフリーの推進 「...聴覚・視覚に障害のある人にとっての必要な情報（＜特に＞安全情報・行政サービス情報等）を適時に得ることができるような機器の整備＜やホームページ作成上の配慮＞を進めるなど、...」としてほしい。 （*聴覚・視覚に障害のある人にとっての必要な情報は、「安全情報・行政サービス情報」に限らず、たとえばスーパーの安売り情報も天気予報も、重要な情報です。したがって行政からの発信情報にとどまらず、企業も含めた民間にも広く改善を働きかけることも大切です。）</p>	<p>ご提案の「ホームページ作成上の配慮」などについても、「機器の整備を進めるなど」に含むものと考えており、計画に基づき、聴覚、視覚に障害のある方の利用しやすい環境づくりに取り組んでいきます。</p>
4 障害のある人の人権		
16	<p>【32頁】 障害者基本法の改正に関わって、差別の禁止に言及した事は評価するが「合理的な配慮」にも触れるべきである。 障害者の権利条約の趣旨を踏まえ、基本法に加わった新しい概念であるが、障害者の人権に限らず、これまでの国内法にはみられなかった新しい概念に言及すべきである。</p>	<p>法整備がなされた段階で、計画の中において取り組んでいきたいと考えます。</p>

No	いただいたご意見の概要	市の考え方・回答
17	<p>【34頁】 1994年のサマランカ宣言（特別ニーズ教育に関するサマランカ宣言および行動枠組み）で、インクルーシブ教育という新たな理念と実践が世界的な原則として目指されるようになってきている。本計画は、5年先、10年先を見据えたものとすべきであり、インクルーシブ教育の視点にも言及すべきである。</p>	<p>計画では、「障害のある児童等の心身の発達・成長を支援し、社会的な自立に向け、個別的配慮の中での集団保育、教育を推進します。」としています。</p>
18	<p>【35頁】 ③「障害のある人の権利擁護」の中に、「必要に応じて成年後見制度等の活用を図ります」との記述がありますが、「成年後見制度等を迅速に活用できるよう、対応体制を整備します」との趣旨の計画に変更を希望します。 要望理由は高齢者の権利擁護について指摘した点と同じです。</p>	<p>本市の成年後見制度の市長申立の要件や報酬助成については、県内自治体や他の中核市とほぼ同様の内容であると認識していますが、今後の成年後見制度をめぐる動向に応じて、対応体制の整備も含めて適宜見直しを行っていきたいと考えています。</p>
5 同和問題		
19	<p>【36～38頁】 同和問題に関してですが、現在金沢市においてどれだけ問題視されているのでしょうか。実際に差別的な扱いを金沢市内で受けた被害者がどれほどいるのでしょうか。そのような現状下で、いちいち市民に対して「差別がありました、現在も金沢市外にはまだ残っています」と教育、啓発することの必要性とはいったいどういうものなのでしょうか。</p>	<p>同和問題について、国は「その早急な解決こそ、国の責務であり、同時に国民的課題」（昭和40年 同和对策審議会答申）としており、このことは、国の現行計画である「人権教育・啓発に関する基本計画」においても、再度指摘されているところです。金沢市としても、他の人権課題と同様に、人権教育・人権啓発を進める必要があると考えています。</p>
20	<p>【38頁】 同和問題は、地域特有の歴史的背景を有しているところから、施策の方向性の中に、地域の実情を踏まえた啓発資料や学習教材の作成を加えるべきである。</p>	<p>偏見や差別意識の解消に向け、人権啓発冊子等を作成する際に配慮します。</p>
6 外国人の人権		
21	<p>【41頁】 全体的に受ける印象は金沢市民が今後どのように外国人に対して理解を深めていくか、という部分にしか視点が置かれていないように感じます。外国人が日本で生活する際に、文化や習慣の違いから日本人と摩擦を起こしてしまう事案がいくつも報告されていますが、それは日本人の理解が足りないのではなく、在日外国人の理解が足りない場合が多いのではないのでしょうか。 金沢市では文化交流を推進するためにこれからも外国人を受け入れていく予定だそうですが、欧州などの国では大量の外国人を受け入れたために住民との摩擦が激しくなり幾つもの重大な問題が発生しています。彼らの人権も大事ですが、第一に金沢市民の権利を十分に考慮した上で外国人の人権を考えなくてはなりません。</p>	<p>国際化の進んだ現代では、日本人と外国人との相互理解が必要であると考えており、日本人の人権も外国人の人権も共に等しく大切なものであると認識しています。</p>

No	いただいたご意見の概要	市の考え方・回答
22	<p>【41頁】 外国の生産者の人権についての啓発を追加する。海外で生産された商品には、生産過程で児童労働などの深刻な問題のある場合があります。生産過程での人権侵害や、公正な貿易（フェアトレード）について意識啓発します。</p>	<p>フェアトレードを含む、海外における人権問題についても、啓発活動の中で、取り組んでいきたいと考えています。</p>
23	<p>【41頁】 外国語表記だけでなく、ひらがな表記やイラスト表記も進めてほしい。多言語表記は重要だが、すべての言語を網羅できるわけではない。日本語を勉強中の外国人にとって必要です。</p>	<p>外国人からのニーズも見ながら、全ての人にわかりやすい適切な表記に努めていきたいと考えています。</p>
24	<p>【41頁】 まず、金沢市役所が一般職採用での国籍条項を廃止し、永住外国人への門戸を開放すべきではないか。</p>	<p>公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員となるためには、日本国籍が必要であるとと考えています。</p>
25	<p>【41頁】 「⑤相談体制の検討」を「充実」とした方が内容や目指す方向にあっているのではないか。</p>	<p>「⑤相談体制の充実」とします。</p>
<p>9 刑を終えて出所した人等の人権</p>		
26	<p>【47頁】 金沢市役所として、非常勤職員として積極的に雇用してはどうか。仕事をきちんとできることが証明され転職の可能性も広がる。市役所が率先して行動するべきだ。</p>	<p>非常勤職員に限らず一般職の職員も含めて、刑を終えて出所した人等であっても、他の受験資格を満たせば、本市の職員採用候補者試験を受験することができます。</p>
<p>10 インターネット</p>		
27	<p>【50頁】 メディアリテラシー教育の視点が必要。「情報モラル」という表現があるが、モラル＝道徳という概念ではなく、インターネット上の情報の真偽を見極め取捨選択する能力の育成という視点から、情報リテラシー・メディアリテラシーという捉えの方が望ましい。</p>	<p>「情報モラル」には、メディアリテラシーの考え方までも含んでいます。</p>

No	いただいたご意見の概要	市の考え方・回答
11	その他（アイヌの人々の人権問題）	
28	<p>【51頁】 遠く北海道での問題をわざわざ金沢市が問題を取り上げたところでどれほど解決に寄与するか理解出来ません。</p>	<p>アイヌの人々の人権も他の人権課題と同じく、我が国全体の人権課題であり、他の人権課題と同様に、教育・啓発を進める必要があると考えています。</p>
11	その他（性的少数者（性同一性障害、性的指向）の人権）	
29	<p>【52頁】 性的少数者への人権が明記されたのは、とても良いことだ。十分に取り組みを行ってほしい。教員への啓発や学校・学生に相談機関の周知なども必要だと思います。また、企業などにも性的少数者の人権啓発や、性的少数者が利用できる福利厚生を推進を呼び掛けてほしい。</p>	<p>人権問題講演会を含む啓発活動で、計画に基づき人権課題を取り上げていくこととしております。</p>
30	<p>多数者が性的少数者を理解するという視点での啓発の取組みのほか、学校や社会を変える取組みも必要。例えば、学校においては、相談窓口の設置、体育の授業の工夫、柔軟な制服の選択、カウンセラーや医療機関との連携などを盛り込むべきである。</p>	<p>当面、啓発及び相談を実施していきます。ご提案の取り組みについては、社会の状況、市民の意識等を注視していきたいと考えています。</p>
31	<p>「平成15(2003)年に…性別の取扱いの変更の審判を受けることができるようになりました。」を「平成15(2003)年に…家庭裁判所で認められれば、戸籍の性別を変更できるようになりました。」とわかりやすくしてほしい。</p>	<p>「家庭裁判所で認められれば、戸籍の性別を変更できるようになりました。」とします。</p>
32	<p>性同一性障害と同性愛は同じ「性」に関するものとはいえ、全く異なるものです。その問題の所存も、対処方法も、支援のあり方も全く異なります。 性同一性障害はWHO（世界保健機関）のICD-10で定められた疾患（病気）であり、精神療法、ホルモン療法、手術療法などの「治療」が必要ですが、同性愛は病気ではなく、治療も必要としません。 性同一性障害と同性愛については、個別の問題として扱って頂きたく、お願い申し上げます。</p>	<p>ご意見のとおり、誤解を生ずる場合もあると考えられるので、同項目を「性同一性障害のある人の人権」と「性的指向による人権問題」の二つに分けることとします。</p>
33	<p>「性的少数者（性同一性障害、性的指向）の人権」という項目があります。性同一性障害と性的指向を「性的少数者」という形でカテゴライズすることは止めてください。また、本来「性的少数者」という言葉は、概念の明確ではない言葉で、「性同一性障害と性的指向」だけを指すだけではありません。「性的少数者」という言葉を行政文書として使うことは適当ではありません。</p>	
34	<p>「性的少数者は<人口の約5%いるといわれていますが>、差別や偏見のため、<学校や職場などで>大きな苦痛を感じ、さまざまな問題をかかえながら生活しています。」としてほしい。</p>	<p>該当箇所を、「学校や職場の中で」という表現を加えます。</p>

No	いただいたご意見の概要	市の考え方・回答
11 その他（人身取引（トラフィッキング）への対応）		
35	<p>【52頁】 「…我が国は人身取引の目的国である…」を「…日本は人身取引の受入れ地となっている…」としてほしい。 （「我が国」という（一人称の）表現は、在住の外国人の方が読んだ場合には、違和感を覚える人が多いのではないのでしょうか。直接国名で表現するのが望ましい。また「目的国」という表現は、正確ではあるがわかりにくいので、できれば分かりやすく言い換えをしてほしい。</p> <p>「性的搾取や強制労働を利用することは、人身取引への協力になってしまうことを、市民に啓発していくことも必要です。」 （*これらは、他人事ではなく、市民一人ひとりが行動を少し変えることによって、人身取引を廃絶の方向へ大きく進めることができます。この点を、しっかりと説明・啓発することが重要と思います。）</p>	<p>「性的搾取、強制労働などを目的とした「人身取引（トラフィッキング）」について、日本は人身取引の受入れ地であることが国際社会から指摘されており、重大な人権問題となっています。関係機関等との連携や市民への啓発を進める必要があります。」とします。</p>
11 その他（(2)施策の方向性）		
36	<p>【52頁】 「また関係機関との連携を深め、相談くや支援体制の充実につとめます。」 （*これらの諸課題は、相談だけで解決するものではありませんので。）</p>	<p>当面、啓発及び相談を実施していきます。支援などについては、相談内容などを踏まえ検討していきます。</p>
第4章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進		
2 学校における人権教育		
37	<p>【54～55頁】 文科省の「人権教育の指導方法等の在り方について」の内容を反映すべき。特に、第3次とりまとめの内容は、本計画の策定にあたり参考にすべき点が多い。「素案」が見直されていない事は多いに疑問であり、「人権教育の指導方法等の在り方について」が読みこなされていないのではないかと。</p>	<p>「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」に沿った整理ができないか検討します。</p>
第5章 特定の職業従事者に対する人権教育・啓発の推進		
1 教職員		
38	<p>【58頁】 「○初任者研修くでは重点的に、子どもや保護者と接する上ですぐに必要となることの多い、具体的人権課題の主なものについて、知識や実践上のポイントなどを習得します。また>採用されて一定の年数を経た…<新しい人権課題や動向も含め>系統的に人権課題について研修を図ります。」としてはどうか。</p>	<p>ご意見をいただいた点については、研修の実践の際に、留意していきたいと考えています。</p>
2 社会教育関係者		
39	<p>【58頁】 （末尾）「更なる人権教育の研修くにより、指導力・実践力の向上>に努めます。」としてはどうか。</p>	

No	いただいたご意見の概要	市の考え方・回答
3	保健医療関係者	ご意見をいただいた点については、研修の実践の際に、留意していきたいと考えています。
40	【58頁】 (末尾)「...人権に対する意識を深めくるとともに、それぞれの人権課題の対象となっている人(とりわけH I V感染者や性的マイノリティ)に対して、医療・保健の現場で適切な配慮と対応をすゝるための<実践的な>研修を実施します。」としてはどうか。 医療・保健の関係者には現場に即した、実践的な研修が必要かつ効果的です。とりわけ従来の医療教育ではほとんど取り上げられてこなかった、H I V感染者や性的マイノリティに関しては、具体的に必要な配慮と対応を学んで生かす必要があります。	
4	福祉関係者	
41	【59頁】 「人権意識の普及、高揚を図りく、職務での実践性を高め>ます。」としてはどうか。	
5	消防職員	
42	【59頁】 「このため、...消防職員の資質向上に努めく、職務での配慮や実践力を向上させ>ます。」としてはどうか。	
第7章 行動計画の推進のために		
1 推進体制		
43	【63頁】 本計画を効果的に推進するためには官民が協働で取り組む必要があり、63頁の庁内組織「金沢市人権同和対策連絡会議」と連携する地域の諸団体や有識者からなる民間の推進組織を立ち上げるべきではないか。	本計画の推進については、関係団体との連携を密にしつつ、「金沢市人権同和対策連絡会議」において、取り組んでいきます。 ご提案の推進組織の立ち上げについては、石川県、他都市の動向を注視していきたいと考えています。
44	【63頁】 1 推進体制の中に「東日本大震災の後には、原発事故の被災地からの避難者への差別など、新しい人権問題も生じました」こと、「新しい問題やこの計画で具体的に述べられていない人権課題についても、この計画の考え方・目的に従って、機敏かつ積極的に全庁的に取り組んでいきます。」と記載してほしい。	第3章「その他の人権」の中で触れることとします。
2 計画の評価と見直し		
45	【63頁】 人権に関する市民意識の把握は、本計画の進捗状況の点検・検証の観点から5年毎に実施するようにすべきである。	人権問題に対する市民意識の把握は、計画の評価や見直しにあたって実施することとしています。
46	【63頁】 各施策について定期的に当事者や当事者団体から意見聴取することも取り入れてほしいです。	本計画は、5年をめどに見直しすることを想定しており、その際には、パブリックコメントを実施したいと考えています。

No	いただいたご意見の概要	市の考え方・回答
その他		
47	<p>【19頁】 「その他の人権問題」の右側「施策の方向性」欄に「北朝鮮当局によって拉致された被害者等、…」がありますが、これは、「施策の方向性」ではないので、左側の「その他の人権問題」の枠の中に記入するのが適切と思います。 「施策の方向性」欄には、当該本文（p52. 「(2) 施策の方向性」）を記載したらどうか。</p>	<p>適切な記載になるよう検討します。</p>
48	<p>【20頁】 「平成21(2009)年に「金沢市配偶者<等>からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」とすべきではないか。 （*資料によれば、策定は平成22年；また、配偶者でないパートナーからの暴力も対象（したがって、「等」は重要）</p>	<p>「平成22(2010)年に金沢市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」（平成22～26年度）」とします。</p>
49	<p>【54頁】 2 学校における人権教育 （最下行）「…人間としての在り方生き方に関する教育を行っていきます。」を「…人間としての在り方生き方に関する教育を推進していきます。」としてはどうか。 （より積極性が感じられる表現にした方がベターでは。）</p>	<p>「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」に沿った整理の中で検討します。</p>
50	<p>【55頁】 ④ 児童・生徒一人ひとりの人権が大切にされる教育の充実 「児童・生徒一人ひとりの人格を尊重される授業、」を「児童・生徒一人ひとりの人格<が>尊重される授業<や課外活動>、…」としてほしい。</p>	<p>「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」に沿った整理の中で検討します。</p>
51	<p>【57頁】 4 企業<や法人>における人権啓発 (1) 現状と課題 「企業<や法人>は、…」 （末尾）「企業<や法人>が自ら取り組む研修等への支援…」 (2) ①・② 「企業」→「企業<や法人>」にすべて置き換える。 （*企業だけでなく、金沢市には北陸の中心的都市として多くの法人とそこで働く人々がいますので、これらについても、啓発の対象として明示することが重要と思います。）</p>	<p>法人格のない団体も含むため、「企業等」とします。</p>